

京都大学原子炉実験所原子炉施設保安規定の一部を改正する規定

京都大学原子炉実験所原子炉施設保安規定（平成16年4月14日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第99条中「各号に掲げる区域」を「管理区域」に、「同条第1項の各号」を「同条第1項各号」に改める。

第99条の次に次の1条を加える。

（管理区域の一時解除）

第99条の2 中央管理室長は、第98条第2項の管理区域において、同条第1項第1号から第4号までに掲げる区域のいずれにも該当しない区域について、必要と認める場合は、所長、保健物理管理室長及び放射線管理部長の承認を得て、一時的に管理区域から解除できるものとする。

2 放射線管理部長は、一時的に解除した区域の外部放射線の線量を、定期的に測定するものとする。

3 中央管理室長は、一時的に管理区域を解除する必要がなくなった場合には、速やかに管理区域に設定するものとする。

別表第15（研究炉）原子炉冷却系統の項中「1次系浄化設備」を「1次浄化設備」に改め、原子炉格納施設の項中「原子炉炉室」を「原子炉室」に改める。

別表第15（臨界装置）原子炉格納施設の項中

臨界集合体炉室	原子炉室・エアーク トラック気密扉
---------	----------------------

「
ック・」を「
炉室 炉室・エアーク・
トラックサイズ扉」に改める。

附 則

この規定は、平成17年9月1日から施行する。